

# 平田村農業委員会だより

第8号

平成28年4月1日

編集・発行  
平田村農業委員会  
TEL (0247) 55-3115  
(直通)

## 平成28年度農業関連予算

今年の主な農業振興に関する予算の計上です。

### ○畜産振興事業 600万円

アカバネ・ヘモフィルス病等予防注射や県外導入牛優良和牛村内保留対策、優良基礎肉用雌牛・乳用牛導入事業の補助、飼料作物生産振興対策事業補助等

### ○水稲関係事業 7,800万円

水稲種子購入、カメムシ防除剤購入やライスセンター経営安定対策、ケイ酸カリ・ゼオライト購入補助等

### ○野菜等振興事業 230万円

そば刈取・買取や花卉・野菜振興事業（種苗代2分の1補助）

### ○中山間地域等直接支払事業 2,800万円

中山間地域等の農業生産活動体制整備の取り組みを行う団体への支援



△蓬田新田集落営農組合共同防除作業

### ○農地流動化助成事業 200万円

認定農業者が行う5年以上の農地の賃貸借補助  
新規：貸手5千円／10a  
借手1万円／10a

再設定：貸手借手ともに新規設定の2分の1

### ○多面的機能支払交付金事業 4,100万円

農地の維持や資源向上、多面的機能の増進を図り保全管理する団体への支援  
詳しくは平田村役場産業課（55-3115）にお問い合わせ下さい。

## 委員会の活況報告（1月以降）

▽定例農業委員会 毎月20日前後

▽畑作専門員会

①平成27年産葉たばこ販売の現地視察  
1月13日（JT東日本原料本部）

②平成28年度平田たばこ育苗センター種まき式 3月10日（平田育苗センター）

▽研修会等

①改正農業委員会法研修会 1月20日（平田村役場2階会議室）

②後期農業委員研修会 1月26日（ビックパレットふくしま）

## 春作業開始、葉たばこ苗わたし

4月1日に、葉タバコ苗わたしが行われました。平田育苗センターに耕作者の方々が集まり、苗の引き受けを行う「今年反収、50万円を目標に生産したい」と話されていました。村内の耕作状況は戸数25戸で、総面積約20haの予定



△葉たばこの苗箱を受ける耕作者

## 各種申請書受付締切は毎月末日！

当委員会での、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付日を毎月10日締め切り（10日が休日の場合は翌日）としていましたが、この度の農業委員会法改正に伴い、毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）に変更します。

◎農地法3条申請

・農地を農地として賃借売買する場合

◎農地法4条・5条申請

・農地を農地以外のものとして使用する場合

例…一般住宅・駐車場・資材置場等

◎農地の賃借の届出等

・利用権設定  
申請は毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）で定例日は15日前後に開きます。

## 全国農業新聞

農業の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

●毎週金曜日発行

●B3版8～10頁建

●購読料：月700円[送料, 税込み]

◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または村農業委員会事務局までお願いします。

## 農業委員会法が一部改正されました

平成28年4月から農業委員会法が一部改正されます。農地法に基づく許認可事務のほかに、担い手への農地利用の集積の推進や、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農・企業等の農業参入への支援など、「農地利用の最適化推進」の事務を行うこととなります。

### 1 農業委員会の役割が「農地利用の最適化推進」として強化されます

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進します。

### 2 農地利用最適化推進委員が設置されます

農業委員と共に地域で活動する推進委員を委嘱します。地域からの推薦を受け、農地利用の最適化のための実践活動を推進するため、農業委員会で委嘱します。推進委員は農業委員会の総会・部会に出席し意見を述べることができます。

### 3 農業委員の選出方法が変わります

選挙制と選任制（議会、団体推薦）の併用制から、村長が議会の同意を得て任命する方法になります。地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て就任するため、認定農業者を過半数にし女性や青年と利害関係者以外の登用を図ります。農業委員の定数は、委員会を機動的に開かれるよう現行を見直します。

### 4 「農地利用の最適化推進」に関する意見提出が責務になります

農地利用の最適化推進にあたる農業委員会等として、施策のさらなる改善提案を行うため、村長に意見を提出します。なお、提出された行政機関は意見を考慮しなければなりません。

### 5 農業委員会活動の「見える化」をさらに進めます

活動状況は全国農業会議所のホームページに「活動整理カード」として公表されています。今後も農地等の利用の最適化の推進など、活動状況をインターネットなどで公表することが義務付けられます。



### 6 農業委員会ネットワーク機構が整備されます

農業委員会系統組織の全国農業会議所・県農業会議は、支援組織としての機能を強化するために、新たに「農業委員会ネットワーク機構」として位置づけられます。

#### (1) 農業生産法人から農地所有適格法人へ

農業の6次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の要件である農業生産法人制度について変更されます。

①法律上の名称を農地所有適格法人に変更します。

②構成員に占める農業者以外の割合も議決権の2分の1未満まで認めます。

③法人の役員は農作業従事要件も、役員等のうち1人以上が農作業に常時従事すれば足ります。

#### (2) 農地転用制度が変更されます

県知事等の農地転用の申請に際して、申請面積30a以上の場合、農業委員会はあらかじめ「県農業委員会ネットワーク機構」（県農業会議）の意見を聴取し、その意見を送付することが法律で定められます。

◎ 平田村農業委員会では、平成26年7月に農業委員が改選されたため、その任期が満了する平成29年7月までは現行の制度が適用されます。